

第2回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議事要旨

1. 日 時 2015年(平成27年)11月26日(木)9時30分～11時40分

2. 会 場 南消防署3階 講堂

3. 出席者

(1) 委員 = 19名

石渡 和実、北島 令司、松永 文和、田場川善雄、垣見 凌子、
戸高 洋充、種田多化子、木村 依子、三觜由見子、市川 勤、
大田 哲夫、南部 久子、椎野 幸一、池端 真彦、鶴見 昭子、
西山 千秋、松久 雅治、大山 睦子、國弘 信子
(欠席) 鈴木紳一郎

(2) 事務局(地域福祉計画推進庁内連絡会議) = 14名

福祉部：佐川部長

福祉総務課：片山参事、赤尾主幹、日原課長補佐、齋田上級主査、曾我部主任

介護保険課：井上課長補佐

高齢者支援課：小川参事

障がい福祉課：高梨参事

生活援護課：矢田参事

市民自治推進課：藤間主幹

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会：倉持事務局長、村上課長、平澤上級主査

(3) 傍聴者 = 0人

4. 議 題

(1) 前回委員会議事要旨の確認について

(2) 今年度進めている取り組みについて

13地区への普及啓発等について

次期地域福祉活動計画の策定状況について

地域福祉計画と藤沢型地域包括ケアシステムとの関係について

(3) 計画の進行管理について

(4) その他

5. 配布資料

資料1 第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会議事要旨

資料2 藤沢市第3次地域福祉活動計画<骨子案>

資料3 策定委員会や意見交換会であげられた地域活動に関する意見

資料4 藤沢型地域包括ケアシステムの推進における地域福祉計画・地域福祉活動計画

資料5 藤沢市地域福祉計画2020進行管理シート(H27事業)

資料6 地域における普及啓発等について

6. 議事概要

(1) 前回委員会議事要旨の確認について

石渡委員長： おはようございます。会議に入る前に、藤沢の地域が色々と注目されているということを新聞記事などで拝見して改めて感じましたが、日頃の委員の皆さまをはじめ、市民の皆さまと行政の協力があればこそと改めて思いました。

では議事に入らせていただきます。会議の議事録を作成する関係で録音させていただきますのでご了承ください。ご発言をされる方はマイクを事務局から渡しますので、マイクを使ってのご発言をお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めていきます。まず、前回委員会の議事の要旨確認ですが、すでに資料の1としてお送りいただいていると思います。改めて議事録の確認をしたいと思いますが、何かお気づきの委員の方いらっしゃいますか。修正、追加等がなければ、これで確定させていただくということで、特に何か気になるところがありましたら事務局にご相談ください。では、議事の二番目に入ります。今年度進めている取り組みについて事務局からのご説明をお願いします。

(2) 今年度進めている取り組みについて

13地区への普及啓発等について

日原補佐： <資料6に基づいて説明>

それでは、説明させていただきます。まず、今年度進めている取り組みについてですが、の13地区への普及啓発等について私から説明させていただきます。今日配布させていただいたA4の資料6をご覧ください。こちらにつきましては、これまで委員会で、市民への普及啓発や地域団体への説明などのご議論がありましたので、現計画が4月から始まり半年が経過したところで、どういう形で普及啓発を進めたのかを整理をさせていただきました。

まず、地域福祉計画は本編と概要版を作成しましたが、概要版を活用しながら周知をさせていただいております。地域関係者への配布としては、まず、市民センター・公民館へ配架しておりますし、民生委員・児童委員につきましては、各地区の会長には本編・概要版、他の民生委員さんには概要版だけを配布しております。また、地区社会福祉協議会につきましては、地区社協連絡会、各地区の会長さんが集まる会議ですが、その場で計画の説明をした上で計画を配布しております。また、老人クラブ連合会の各地区の会長さんへも配布いたしました。

次に、イベントでの普及啓発につきましては、先般行われました社会福祉大会や地域包括ケアシンポジウムにて概要版を配布いたしました。今後の予定としましては、1月30日にも第2回地域包括ケアシステムシンポジウムを開催しますので、その場での配布を予定しております。現時点で

は、概要版を概ね2,500部配布しております。

それから、2点目の地域での説明会及び意見交換会でございますが、昨年度計画を作るにあたって、各地区の地域団体との話し合いをさせていただいたという経過がございます。今年度につきましては、詳細は後ほど説明させていただきますが、市社会福祉協議会が現在策定している地域福祉活動計画の関係で、各地区の地区社協の皆さんと意見交換会を行っておりまして、その中で地域福祉計画と藤沢型地域包括ケアシステムも含めて意見交換をさせていただいております。意見交換会については、明治地区を残すのみという形になっています。意見交換会の中で特徴的な意見としましては、例えば、自治会・町内会もそうですし、民生委員さんもそうですけれども、なり手となる人材が少ないという意見や、また地域で高齢者の方などが集まる場、現在市では地域の縁側という事業を進めていますが、それ以外でも各地区で高齢者の方々が集まってサロンを開催している、そういう活動に対する市あるいは市社協からの補助ができないものかという意見などが挙がっております。また、これまでは市社協と地区社協があまり意見交換をしていなかったけれども、こういう意見交換は今後も継続して欲しいということなども言われております。

今後の予定でございますが、まず、これは委員会の中でも言われておりますが、市民センター・公民館が13地区の拠点ということになりますので、センター長を中心としたセンター職員に、時期が少し遅くなってしまいましたが、地域福祉計画について説明をしていきたいと考えております。

また、28年度に向けましては、市社協の地域福祉活動計画が今年度中に作られますので、計画の内容について、説明も含めて、各地区社協と意見交換会を引き続き実施していきたいと考えております。

計画の概要版を使って周知していくことと、各地区の色々な団体との意見交換を通じて、地域福祉計画の普及啓発を進めてまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。以上になります。

石渡委員長： はい、ありがとうございました。今、事務局から、地域や市民センターなどとの関係について説明がありました。ご質問やご意見がある委員の方、いらっしゃいますか。

池端委員： 例えば、各自治会で毎月一回は集まりがあると思いますが、その中でこういうものを話し合う機会を持つようなアプローチが無いと思います。

他には各市民センターで活動している色々なクラブなどがあると思いますが、その中でこういうのを扱って欲しい、そういうアプローチはなかったのかをお聞きしたいと思います。

石渡委員長： 事務局お願いします。

日原補佐： 今年度につきましては、地域福祉計画ですので、先程も申しましたように

地区社協を中心に説明させていただいております。地区社協の中には自治連の会長さんや民生委員・児童委員の会長さんが入っていて、その中で説明させていただいておりますが、その先の自治会・町内会への周知というところまでは現在できていない状況です。

池端委員：自治会の役員をしておりますと、市民に周知徹底するには自治会現在動かしている役員の方に理解してもらい、その方々から他の住民におろしていくのが手っ取り早いので、そういう機会を作っていただくと広がるスピードが早いのかなと思いました。以上です。

椎野委員：13地区で、今日松久委員が来られていますけれども、市社協や市と地区とのやりとりで今後この2020の計画をどう展開していくんだということを地域におろしていく取り組みは現在進んでいます。ただし、進め方に若干まだ問題・課題があると私は思っています。

ですから、この後の議題になると思いますが、資料2と3の中に各地区の状況が示されていて、御所見の場合では、こういう計画をもっとみんながみんなで作るということが大前提で、今度の御所見流の活動計画の中で、社協を先頭に自治会・連合会や防犯、防災、交通安全といった各種地域団体の中でこういう問題・課題はどうかということについて、定例的に事例発表会をやろうじゃないかと進めています。

福祉計画については、今まで地域におろして展開するという取り組みがなかったものが、今回初めてこれが地域におりていくわけです。そういう現状の中で、先ほど質問にあった自治会のように、今後はもっともっと深く地域におりていって市民との共助あるいは互助の中で進んでいくものと思っています。

石渡委員長：はい、池端委員、椎野委員ありがとうございました。やっぱり、住んでいる住民がどうこの計画をわかって動いてくださるか、もし可能であれば、その事例発表会ですか、そういうのが始まっていて、各地区で色々な活動が行われているかと思しますので、そのあたりを共有し合って全体としても動くみたいなことになるでしょうか。

椎野委員：もう一つ、役員だけにおろしても、市民にほとんど伝わらないと思います。先ほどの、2020の計画や社協の活動計画の説明は役員に対する説明だけであって、市民に説明されていない。そこが一番大事なんです。

石渡委員長：市民への周知説明というあたりは、行政の人も色々考えていると思いますが、他にご意見はありますか。

田場川委員：1点目は、今話に出ている自治会の中でも温度差がありまして、非常に関心を持つところと関心が無いところがあると思います。毎年一回役員が変わる自治会も半数以上あります。そういう自治会では、経験から見ますと、今日の前にあるゴミの問題などに比べて、将来的な福祉の問題に対する関心がほとんどないと思われれます。

2点目ですが、地域での説明会に取り組んでいるとの事ですが、対象となる地区社協のメンバーは地区によって顔ぶれが違います。ですから、対象者がアンバランスで、広く意見を取り入れるところもあれば、限定されることもあると思います。各地区の自主性もありますが、社協の決定した話に対して、自治連も知らない、老人クラブ連合会も知らない、そういう話になる場合もありうると思います。以上です。

石渡委員長： 田場川委員、ありがとうございました。自治会によって温度差があって、集まるメンバーによるかもしれませんが、先程椎野委員が言った互助・共助みたいなこととどうつながっていくかというような伝え方が大事だということ、今改めて感じましたが、他にございますか。

大田委員： 鶴沼地区自治連の役員もやっていますが、昨日役員会があったので、この話を出してみました。田場川さんが言われたように、今何とかできればという状態で、誰も将来10年後20年後どうなるか考えていません。役所が何とかしてくれるだろうという状況の中で過ごしているというのが一般的な人だと思います。

それで意識改革が必要だと思います。先日民生委員児童委員協議会の高齢者部会の研修会で、福祉総務課の齊藤さんが「藤沢型地域包括ケアシステム」の成り立ちや構造を綿密に細かく数字を示して説明してくださいました。これが一番大事で、なぜそうしなきゃいけないかという現実を突きつけられているわけですよ。10年後こうなりますよ、2025年問題、2030年問題こうですよというものを現実に見せられますと、このままではいけないということを初めてわかるわけです。そういう一般の人の意識改革が絶対必要な時期に来ていると思います。先にいってからどうにかなるという問題じゃなくて、今から手を打っていかないと間に合わない状況に来ているわけです。これをいかに説明していくかが大事だと思います。鶴沼地区では今年度中に、ぜひ齊藤さんに来ていただいて講演会をやってもらおうと思っています。

こういった大事な問題について、いかに底辺まで浸透させていくのが肝心だと思います。いかに、各自治会でそれを持ち帰って、一般の人にも広めるか、これが我々の大きな課題だと思っていますし、それができないかでこの計画が絵に描いた餅に終わってしまうわけです。早急な問題なので、ぜひ、取りかかっていきたいと思っています。以上です。

石渡委員長： はい、ありがとうございました。

木村委員： 木村です。市民センター長は、公民館長の兼務みたいな形になっていると思いますが、公民館を使って、地域の課題を考える講座とか交流会をぜひセンター長に企画していただいて、公民館の学ぶ場ということを利用していただけたらなと思います。公民館長としての役目よりもセンター長としての役目に重心がかかっている、市民が学ぶという企画を職員に任せてい

て、センター長があまり力を入れてくださってないような印象を受けるので、ぜひともトップの方にその企画をしていただいて、自分のところの館を使って、地域の課題について考えようという講座や講演会、交流の場を持っていただくといいかなという気はします。

三觜委員： 私は郷土づくり推進会議のメンバーをしています。推進会議では年2回から3回地区集会を行っています。先日は100数名の地域の方が来ました。そういうときに、市の職員が地域の意見を聞いて、市のこれからの方向性とか課題などを話しているのですが、福祉については計画ができたことも、一部の委員だけは知っていますが、地域としては知らない方が多い。地域全体に浸透させるには、地区集会のような全体の集まりで説明してはどうでしょうか。ただそこに集まった方だけになります、それでもいいじゃないですか、そこからさらに伝わっていくと思います。来年度、そちらのご都合もあると思いますが、全部の地区を回ってこの説明会を開いていただきたいと思います。

市川委員： 私は長後地区自治会連合会の代表をしておりますが、三觜委員が言われたように、13地区には、自治会連合会と郷土づくり推進会議というのがございまして、基本的には、自治会連合会というのは、各自治会の単体の集まりの連合会議でございまして、郷土づくり推進会議というのは、各地区における様々な課題について、年間通して議題をあげて色々解決に向けた話し合いや活動をするということをやっています。特に最近では藤沢市の方も地域の縁側を始めとして、色々な施策を始めていますがその実態がよくわからないという声は今最近非常に大きくなってきています。先日、片山参事に郷土づくり推進会議のメンバーに対して藤沢型地域包括ケアシステムについてのお話をさせていただきました。定例会の中で限られた時間でお話ししていただいたのですが、各委員が非常に興味を持って聞いていました。そういう意味で今地域は、以前と違ってこういう問題について非常に関心が高いと思います。ところが残念なことに市側の色々な施策を次々持ってきていただいても、コミュニケーションの問題でしょうか、市のやっていること、住民が思っていることが、どうもまだマッチングしていないと思います。

そういう観点で、これからの進める取り組み方の中で具体的に各地域に対して、椎野委員が言われたように、どこに対してどういう形でやっていくかというのを、スケジュールを立てる必要があるかと思っています。各地区には自治会連合会と郷土づくり推進会というのが必ずありますから、各地区に対して、いつ、どこで説明するのが適当であるかということ踏まえて考えていただきたい。

この概要版は非常によくまとまっていると私も思っていますが、関係者しか目を通していないというのが実態ではないかと思っています。この概要版

をテキストとして使いながら、自治連や郷土づくり推進会議の場を借りて説明する。相当時間がかかると思います。

我々地域住民にとっては、福祉については非常に心配で、年金・医療・介護の国家予算の配分等々見ていても、介護という弱者に対しての配慮というのが非常に薄くなっているのではないかと、それを埋めるために年金を減らすとか、医療の問題など、どうなっているのかということ非常に心配しているのが実態ではないかと思えます。

大事な福祉に関する説明については、各地域で均等にスケジュールを立てて、ぜひやっていただきたいと思えます。以上です。

石渡委員長： はい、ありがとうございました。皆様のご経験上からのご説明をいただいて、ぜひこの地域の住民にどう広めていくかということについて、色々貴重なご意見もいただきました。その中で藤沢型地域包括ケアシステムが大変注目されていると思えますが、その重要性みたいなところが再確認されたかと思えますので、どうぞまたよろしく願いいたします。それでは次の(2)に入っていってよろしいでしょうか。次期地域福祉活動計画の策定状況について、事務局から説明をお願いします。

次期地域福祉活動計画の策定状況について

平澤班長： それでは説明させていただきます。資料2と資料3をご用意いただきたいと思えます。

資料2「藤沢市第3次地域福祉活動計画〈骨子案〉」に基づいて、現在、藤沢市社会福祉協議会が進めている活動計画の策定状況につきまして、ご説明させていただきます。まず、活動計画策定委員会につきまして、6月18日に第1回委員会を開催してスタートし、10月29日に第3回委員会を開催したところです。本日ご用意いたしました資料は、その第3回委員会の資料でございます。

では、資料を実際にご覧いただきたいと思えます。表紙の裏面の目次をご覧いただくと、第1章から第5章、最後に資料編という構成になっております。

まず、第1章につきましては、計画の概要といたしまして、この活動計画というものがどのようなものか、活動計画を作る社会福祉協議会とはどのような組織なのか、計画の位置付けや背景、計画期間などを示しております。

続きまして、第2章につきましては、市社協がこれまでにどのような取り組みをしてきたかの総括として、第1次計画、第2次計画を含めまして、このたびの第3次計画までの取り組みの状況を段階的に記載という形になっております。

第3章につきましては、地域を取り巻く状況として、藤沢市全域的な課

題の取り組み、13地区ごとの現状、課題というところを整理して記載する内容になっております。

第4章につきましては、今後の基本的な方向性というところですが、ここが活動計画の中で、核となる部分になります。活動計画として、今後どのような取り組みを進めていくかというところの項目を記載していきます。後ほど詳細についてご説明させていただきたいと思います。

続きまして第5章といたしましては、計画の推進に向けて、計画ができた後どのように進捗管理をしていくか、推進の体制づくりなどについて記載していきます。

最後に資料編として、地域で活動しているおもな団体や取り組みなどを記載していく予定でございます。

なお、皆さまには事前にこの資料を送付させていただき、ご覧いただいていることと存じますが、現在各章の中で記載している文章につきましては、これがそのまま計画書となるものではございません。あくまでも各項目でどのようなことを記載するかの要点を記載している状態となっておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、内容について少し説明させていただきます。11ページを開いていただきたいと思います。今後何を進めていくか一番肝心な部分として、活動計画の体系図があります。計画の構成といたしましては、市の地域福祉計画2020のビジョンですとか、基本目標、施策の方向性については、同じ藤沢市で地域福祉を進めるという観点から、共通の方向性とさせていただいております。その方向性の右側になりますが、地域福祉活動推進に向けた施策・事業の展開(案)として活動計画における取り組みの項目を表しています。この項目を整理するにあたりましての資料と致しまして、資料3をご覧ください。こちらは既に開催の、第1回・第2回の策定委員会の中で、委員の皆さまからいただきましたご意見や、先ほど市の方からご説明がありました、地区社協さんを中心とした意見交換会の中で出てきた意見等を箇条書きにまとめたものです。この意見交換会につきましては、現在13地区が終了し、残すところ、明治地区のみとなっておりますが、資料上は、10月29日までに終了した意見交換会の意見を整理した内容となっております。この資料3を基に整理した体系図の施策・事業の展開が、活動計画の推進項目となります。なお、現状の計画(案)につきましては、前回の第3回委員会の中で若干出てきたご指摘としては、活動計画としての活動圏域の捉え方を表記する必要があるのではないかというご意見ですとか、13地区ごとの取り組みの方向性というんでしょうかそのあたりも少し具体的に載せていく必要があるのではないかというご意見がございました。13地区の活動の方向性につきましては、全地区の意見交換会が終わった後に全体的な整理の中で、どのような形で示していくのかを検討し

ていくものとして、現在の作り込みの中ではそこまで記載していないという状況になっております。また、13地区を回る中で、出てきた主な意見としては、「担い手不足の問題」「活動拠点としてサロンなどの集まる場の問題」「地域に関する意識を変えていくような取り組みの重要性」「高齢の方が多くなっていく中で、移動手段として外出する際の支援」また、若い世代がボランティア活動に気軽に参加できるようなきっかけになるようなものとして、今後、有償ボランティアということも含めもっと幅広く考えていく必要があるのではないかというような、様々ご意見をいただいております。以上が第3回活動計画策定委員会における策定の状況についてのご説明とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

石渡委員長： はい、ありがとうございました。社協の活動計画の進捗状況、地区の意見交換会でどんな意見が出ているかというあたりを資料2、3に基づいてご説明をいただきました。今のご説明についてご質問、ご意見ございましたら、委員の皆さまお願いいたします。

種田委員： 福祉団体連絡会の種田です。今、市の福祉計画の説明、社協の福祉活動計画の経過の説明をいただきましたが、市の計画と社協の活動計画の関わり方、また事業の関わり方、これはどういう形になっていくのでしょうか。簡単に説明していただけるとうれしいです。

平澤班長： 市の計画と社協の活動計画という二つ計画があるということで、皆さんが疑問に感じるところもあると思いますが、市の地域福祉計画は、行政の計画として、今後地域福祉を進めていく上での方向性や、高齢・障がい・児童など様々な行政の個別計画を包括し整理していく総合的な計画だと思います。それに対して社協の地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画が示す同じ方向性に対して、民間の立場として取り組んでいくことを整理していくという計画となります。その整理をする中で先程出た取り組みの方向性を、誰がどう進めていくかという話になってきますが、ひとつは、市社協として取り組んでいくことがあります。次に、地域の皆さまと協力しながら進めていくこと、そして地域の皆さまが主体的に取り組むべきことなどがあります。このあたりは義務的に進めていけるところではありませんので、皆さんに取り組んでいただきたいというスタンスとなります。また民間の計画ではありますが、課題を整理する中で、地域の住民ですとか、市社協で取り組むことができない課題については、行政の計画に反映してもらおう事項として整理等するなかで、計画を進めて行くものと考えています。

椎野委員： 今の質問は大事だと思います。私も少し理解できていないのですが、先ほど説明のあった11ページの体系図のうち、施策の方向性は2020に入っている項目だと思いますが、社協が取り組むという施策・事業の展開の案を見ると、この委員会で議論した施策の展開と少しずれて違うものが出ていま

す。この下には、市民が一緒になって解決する施策が出てくるわけです。

資料3を見ると、片瀬地区に始まって10月29日までの地区の話は入っているが、それ以降は入っていない。しかし御所見では意見交換会后4回も会合を開いてこの議論を進めているから、現在はもう資料3にあるような意見にはなっていない。今日の委員会に諮るにはデータが古い。もっと新しい情報を出すべきだと思う。

また、活動計画の委員会がどういうメンバーで、策定を進めているのかがわからない。だから、種田委員が質問したとおり、体系的にどう進めるのかがわかりにくい。市や社協の方向性は理想で、13地区の具体的な施策が一番大事になってくる。我々が作った2020、市社協の活動計画、13地区の施策がそれぞれ連携することが必要で、市と社協の施策がバラバラだとうまくいかないと思う。それがどうつながっていくのかが見えない。

石渡委員長： 今、椎野委員の大事なご指摘と種田委員のご質問がありました。色々な地区で行政の計画、社協の計画ありますが、そこをどう受け入れるかはどこでも問題になっていると思います。

また、委員の構成などもご紹介がなかったということについては、地域福祉計画の委員と活動計画の委員が委員長、副委員長も含めて、メンバーが重なっていますので、なんとかつながるようにしたいと考えています。

そして、最新の情報も含めて、一番大変なのは、実際に動く市民、地域というふうに改めておっしゃっていただきましたので、地域市民が動きやすいような計画になる努力をしなくてはということ、行政や市社協もどうだと思いますが、委員会としても改めて肝に銘じたいと思います。

南部委員： 私も市社協が活動計画を作っているということ、今回初めて知った次第ですが、市の策定したものが社協の方におりてきて、社協が実行組織としてなされるということなのでしょうか。

石渡委員長： 南部委員がきれいにつなげていただきましたが、計画を行政が作って社協がやるというような関係性ではないと思います。

片山参事： 色々質問だいたい重なっているかなと思います。先程ちょっとご説明した通り、地域福祉計画2020は行政計画であって、地域福祉を推進するために、行政、市民、地域あるいは事業者、そういったところがこれからは連携して地域福祉を進めていく、そのために何が必要なのかという方向性を示した総合的な計画になります。その中で地域づくりをやっていく上で、市社協が民間団体として、実行組織というお話がありましたが、担えるところ、担うべきところ、そういった地域づくりに関する具体的な方策・事業をまとめたのが社協の活動計画になります。ただし、市社協が市の計画を全部受け止めて、全部を担えるわけではありません。例えば、民間の事業者にも担っていただく、あるいは行政が担うものも出てきます。

しかし、多くは地域福祉という中で、地域づくり、地域のつながりや助

け合い、そういったものを中心になって作り、そのリーダーシップをとるのが市社協の使命になっていきますので、市社協が担うあるいは考える、という地域福祉活動計画になっていると思います。

鶴見委員： 私は10何年前に社会福祉士の国家試験を受ける時に、福祉計画と福祉活動計画というのがいつも試験の落とし穴になっていました。活動が入ると社協の計画、これが入っていないと行政の計画になると思っていて、行政の計画がストンとおりてきて、これを実行するのが社協だという理解をしていましたが、片山さんのお話をお伺いして、必ずしもそうではないということですね、先ほどの種田委員のご疑問もそういうところにあるのではないのでしょうか。

私は今地区社協の評議員をしていて、今年は町内会・自治会の役員も務めています。課題を早期発見・早期対応できる地域づくり」というのは、市社協と地区社協でこれから一生懸命やっていくべき課題じゃないかと思っております。地域で向き合う中で早く対応できれば事故につながらない、助けられることができる、これは町内会も地区社協も同じだと思います。あと防災など人を助けるということに対しては、市社協で地域住民の方の関心を高める、こういったことを市社協にしっかり指導していただきたいと思っております。

松永委員： 今、地域福祉活動計画と地域福祉計画の違いというところで話題になっていますが、地域福祉計画は行政計画、ただ、新しい動きとしては、市民と共に作るという形になります。一方地域福祉活動計画は先程社協の方が言われたように民間計画という、一言で言うと、行政計画と民間計画という違いがあります。平成20年以降ですね、その棲み分けということで、ずっと議論されていたわけですが、他の神奈川県内の市町村では、行政計画、民間計画と言わず、両方統括された形で、一本化して作られているという自治体もあります。

一つの例として、生活困窮者に対する支援について説明します。これまで生活保護法の対象になる人は生活保護法でサービスを受けられますが、生活保護法の対象にならない方は、行政計画の中にはサービスとして出て来ませんでした。今は生活困窮者自立支援法ができたので、そういう方も対象になっています。つまり、行政計画・サービスでは法律が根拠になります。

ただ社会福祉協議会が作る民間計画というのは、根拠が法律とは限りません。地域の中の課題と言え、多数派であろうが、少数派であろうが課題ということをお互いに共有できれば、そこから取り組みができてくると思います。行政計画もその社協の民間計画も同じようにアンケートや懇談会などを行っていますが、最終的にはやはりその民間的立場、行政的立場というところが強く出ていると思います。

今回藤沢市では、先に地域福祉計画2020ができた関係で、後に作る社協の活動計画というのは、2020を参考にしつつ、独自に取り上げるテーマや課題なども当然出てくると思いますし、行政側と社協側での課題のとらえ方など部分部分に違いがあると思います。ただ、同じ藤沢市で構成メンバーも重なっているようですので、当然課題として、つながるところはたくさんある。でもそれは立場を越えて取り組むということで、両方見ていく必要があると思います。

椎野委員： 松永委員が言うとおり、それぞれの機関でそれぞれの活動があってもいいと思います。市の地域福祉計画に書かれていることは市や社協がやると思うが、社協の計画に書かれていることは、誰が担うのかということが大事だと思います。

そこで、御所見地区は自分たちで福祉計画を作ろうとしています。例えば、地区でできることを考えて、計画の柱は10本あるが、そのうちの柱の3本を重点として取り組んで行こうということであれば、11ページにあげている施策事業は誰がやるのかということになる。それがよく決まらなると計画は作るだけで終わってしまう。誰がやるのか、社協の方に答えていただきたい。

倉持局長： 社協の倉持です。計画の位置付けについては、松永委員にわかりやすく整理していただき、ありがとうございます。今回は、1年早い市の改定の進行を踏まえて活動計画の策定に反映しております。アンケートや地域との意見交換、シンポジウムなど、様々なことを参考にしながら、市民の意見をふまえて、地域福祉計画ができ上がってきた経過がありますので、その部分を共有させていただき、基本方針、ビジョン、施策の方向性についても共有するというので、計画の策定を進めております。

策定委員会につきましては、今日こちらの委員会にいらっしゃる方から半分くらいの方に入ってください、後は社協の理事等から、半分くらい入っていただいて、市の計画で検討を進めた内容を活動計画の中でも継続して検討できる形の委員会としております。

具体的な施策・事業につきましては、現在各地区の地区社協の皆さんとの意見交換会を進めていますが、昨年度の意見交換で地域から出てきたご意見を尊重した形で、整理をしているところでございます。各地区のご意見を踏まえて市全体として整理をしておりますが、私達の思いとしては、市の計画が1年前にできているので、その計画を地域の中におとしていって、市の理念はわかったと、じゃあ各地区でその理念をふまえて何ができるのかというような意見ですとか、椎野委員がおっしゃったように、御所見地区として具体的に活動するための計画をつくるということもございまして、そういう13地区の方向性やご意見を計画にできれば盛り込んでいきたいと考えております。まず、皆さんの地区でどういう活動がある

か、そして、そういった地域活動に対して市社協や行政がどういう環境整備・支援をしていくかということはこの計画の中にできるだけ盛り込んでいきたいと、もちろん地域でできないことは、市社協や行政が直接やることもあると考えております。

13地区を回っている中で、御所見地区のように、自分達で活動計画を作るよと、集まってくださって、精力的に具体的な課題でどうしていくか検討してくださっている地区もありますが、全部がそういう地区ではございません。できるだけ具体的な活動ができない地区も、市や市社協の考え、あるいは例として御所見地区ではこんなことをやっているというのをお伝えして、我々も活動計画ができれば地域の方に市と一緒に関わっていきながら、こういう地域づくりはどうかという意見交換をさせていただきながら、少しずつ地域のまちづくりを進めて行けたらと思っています。以上です。

片山参事： 先程、松永委員から両計画の一体的な策定という動きがあるという話もありましたが、次回の改定に向けましては、市の計画と社協の計画、行政と民間の計画をできれば一体に包括させていきたいと考えております。そのため、今回の計画作りも事務局としてそれぞれ市と市社協の職員がお互い入って進めております。

市川委員： 市と社協の行政計画と民間計画という関係について、今のお話は非常にわかりやすいと思いました。

椎野委員の御所見地区は社協が非常に熱心だと思いますし、その辺りに地域間格差というものを感じます。御所見地区の場合は地区社協に話を通すと全体が集まって、一気に押し進めていくような感じがいたしますが、他の地域の実状というのは、必ずしもそうではないと思います。それぞれ地域の歴史がありますから。例えば、長後地区の地区社協というのは現場での活動ということをやっている団体で、こういう計画などに関しては、幹部など一部の人のみしか見聞きしていないのです。従って、聞き取り調査の内容も非常に偏ってしまうと思いますし、それが長後地区全体の意見かということも必ずしもそうではない。そういった地区社協、地域の特性というのを、行政あるいは市社協の方もしっかりとらえて、掴んでいただかないと、地域によって進んでいるところと進んでいないところが出てしまうなど、全体的な流れを見失ってしまう気がしますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。以上です。

三觜委員： 子ども会は歴史が古く、戦後間もなく子ども会ができてから、今年で70年になります。市子ども会連絡協議会という組織になったのは、昭和30年です。今年で60年のイベントを色々やりました。

資料3の地域活動に関する意見の中で子どものことが出てるかなと見ましたところ、藤沢西部地区には「子どもの学校卒業後のボランティア人材の

育成につなげられるような仕組みづくり」とあります。また、辻堂地区では、「ボランティア活動するととても良いことがあるというようなムードになるような広報を繰り返し、子どもたちに種をまき続けてほしい」というのがありました。また、民生委員の活動について、「PTA活動をしている人に働きかける」というのがあります。ただ、全体として子どもに関する意見が少ないと思います。

乳幼児の親御さんからは、ボランティアセンターでわいわいやっているなど、非常に最近支援されているという思いがありますが、子どもに関しましては、この時代、特に中高生に対する地域の受け皿、居場所がないのです。私達片瀬地区では居場所ということで、中高生の居場所作っておりますが、まだ片瀬だけで他の地域に広がっていきません。こういうことを考えますと、私は子どものことを大事に考えないと将来がないと思います。

その中で、施策・事業の展開とありますが、子どものことに関しては、どこに持っていけばいいのかと感じております。ボランティア育成の確保とか、新たな人を地域活動に引き込むきっかけやアイデアの提供とか、民生委員におきましてはサポート役の検討など、色々な施策・事業がありますが、子どもの分野からいきますと、「活動の場、拠点確保への支援」、「多世代交流」とありますが、高齢者を中心としたものしか見受けられない気がします。とにかく中高生の居場所に関しては、青少年会館も含めて推進しなくてはいけないと思います。ですから、子どもに対する支援を盛り込んでほしい、子どもに対する仕組みづくり、ボランティア活動を通じて人材を育成するには、こういう仕組みづくりが大切と書いてあります。こういうところをぜひ盛り込んでいただきたい、それが市社協の仕事だと思います。地域の人達は、今は漠然としてどうやっていいのかわからないと思いますが、仕組みができると、地域の人達はそれを感じて動くのではと思います。ですから、ぜひこういう仕組みづくりの中に入れ込んでほしいと思っております。以上です。

石渡委員長： はい、ありがとうございました。それでは、議事の2番目の行政の地域計画と社協がやる民間としての次期福祉活動計画の関係性ということで、色々議論がありましたが、決して行政の計画を社協が活動計画でやるわけではなく、社協は社協で培ってきた得意分野とかがあると思いますので、うまく連携してということだと思います。

どちらの計画でも一番課題なのは、13地区というところがやっぱりこう実際の活動の拠点になっていくので、先程から椎野委員がおっしゃっているように、13地区、地域住民が一番大変なんだというのは、よく出てくる場所ですので、今例えば、子どものことを片瀬が色々やっているというお話がありましたし、御所見は地区で計画も作っているという話もありま

した。それぞれの地区の良さを学び合うみたいなのところも含めて活動計画というのが藤沢市全体を見渡す、そして全体があがっていくようになっていかななくてはいけないと、皆さんのご意見を聞いて思いました。

市川委員： 11ページの地域活動推進に向けての施策ですが、先程の説明の中で市社協だけではできない、行政がやるというのが入っています。例えば空き家、空き店舗の利活用なんか、市社協がやるべきじゃないか、あるいはやれないのでは、そういう見方で抽象的に言われている。行政から市社協に、それで、市社協から地区社協にどうやっておろしていくか、その先進事例が、椎野さんのところの御所見地区であると思いますが、この中で、空き家とか店舗の利活用、企業や商業施設の地域開放などは、地域の支えあいセンターとか地域の縁側などの施策のために、もっと精査した方がいいのではと思います。

椎野委員： だからこれは未完成だと思います。これはお題目をあげただけであって、いつどこで誰が何をどのようにというのがまだ入ってない。だから、市がやるべきこと、地区社協がやるべきこと、市民がやるべきこと、これがまだ分かれてない。だから、啓発などは事務局が率先してやらなくてはいけない。地区は地区の提案の仕方があると思う。

また、繰り返しになりますが、策定委員会というのは市社協がやる委員会なのですか。どういうメンバーが入っているのか。そこが重要だと思いますが、どういうメンバーでやるのかがよくわからない。

石渡委員長： 先ほど説明はありましたが、名簿が出てこないイメージができないのかもしれませんが。

倉持局長： 今日は名簿を準備しておりませんが策定委員会の構成は先ほど申し上げたとおりで、一度ご案内させていただいているかと思いますが、必要であればもう一度お渡しいたします。

椎野委員からお話のありました、施策・事業の主体につきましては、それぞれの項目がどういう主体から出るかの案は事務局では持っていますが、この項目にそれを落とし込むか、あるいはこの後ろの個別の施策のページに、例えば地域活動の事業所はこういう課題を持っていますというように、書き込む予定であります。そこでは具体的に、三觜委員がおっしゃったような子どものことですか、その課題を明らかにするように、取り組みの主体別に、「地区でこういうことしましょう」、「行政でこういうことしましょう」、「市社協でこういうことしましょう」というところまでできるかどうかわかりませんが、できるだけそういう趣旨で書いていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

片山参事： 先ほど、市川委員からもお話がありました通り、地域によって、どの団体が中心となって福祉の活動を担っているのかなど、色々あると思います。藤沢型地域包括ケアも含めて、各地区を回りながら説明をさせていただく

中で、地域の特性やニーズでどういうものがあるか、どのような課題があるのか、それが地域によって違いがありますし、将来像も変わっていく課題もありますので、その辺をしっかりと見極めながら、全体的な共通的な取り組みをやっていきますが、地域によっては、特に何を優先的にやっていくか、重要度なども変わって来ると思いますので、その辺を見極めて、センター長をはじめセンター職員が地域の方達と一緒に作り上げていければと考えています。その辺りをセンター長にまず認識をしていただくと思っています。この後、その辺りのところをお話させていただきますので、よろしくお願いします。

石渡委員長： では、包括ケアシステムと福祉計画の関係のご説明を事務局からお願いいたします。

地域福祉計画と藤沢型地域包括ケアシステムとの関係について

曾我部主任： 福祉総務課の曾我部と申します。今までのご議論の中でも皆さまから出てきておりますが、資料4に沿ってお話をさせていただきます。第1回委員会でも藤沢型地域包括ケアシステムとはということの概略をお話させていただきましたが、今回はもう少し具体的にご説明いたします。

まず、基本理念のところからご覧いただきたいと思います。藤沢型地域包括ケアシステムとして三つ基本理念ございます。

まず、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等すべての市民、すべての世代、すべての方々を対象として推進をしていくということが一つ目です。

次に、先程からお話がありましたが、13地区でそれぞれ培ってきた文化や、人口推計や人口構成、高齢化率などの数値的なもの、また地域で行われている取り組みはそれぞれ違って来るかと思えます。そういった地域の違いや取り組みなどを活かしながら、まちづくりを進めていくというのが二つ目です。

そして、それに合わせて、支援を必要とする方が、身近な地域で確実に支援を受けられるということが今後は重要になってきますので、そういった相談支援体制を確立していくということが三つ目です。

この基本理念を掲げて推進する中で、藤沢市としてめざすものとはいうところが、資料4のところをめざす姿として書いておりますが、内容としては地域福祉計画の地域福祉推進ビジョンというところと一致するものがございます。「一人ひとりが主役 共にささえあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」というのを基本理念に基づいて、皆さんで、行政も一緒になって作っていくことを考えております。

藤沢型地域包括ケアシステムというのは一朝一夕でできるものではございませんので、人口や社会情勢、例えば少子高齢化といったところを見据

えながら、長期的に福祉推進ビジョンのようなまち藤沢を作るにあたって、中期もしくは短期的には何に取り組んでいくかというものを具体化していくのが、地域福祉計画、さらには、活動計画とお考えいただくのが一番わかりやすいと考えております。

今回の地域福祉計画2020に関連しているところでいいますと、基本目標の三つある中の一つ目、「基本目標1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり」というところに関しては、藤沢型地域包括ケアシステムのいうところの自助、互助といった生活エリアでの支援などの取り組み・活動を推進していく。

二つ目が、それよりももうちょっと広域な13地区での取り組みといったところを支えながら、「基本目標2 お互いが見守り、支え合い、つながる地域づくり」をめざしていく。

三つ目が、「基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり」ということで、さらに地域全体を捉えた上での取り組みを6年間で行っていく。

こういったところを踏まえまして、地域包括ケア推進担当では、地域福祉計画の周知と合わせまして、地域の方々にそのお話をさせていただいております。

ただ、私達より具体的に地域のことを知っているのは、センター職員ですし、さらにもっと地域のことを知っているのは、地域で活動されている皆さまですので、皆さまと一緒に基本理念にあるようなまちづくりを今後進めていくために、今後も郷土づくり推進会議など地域の会合に参加させていただき、勉強させていただきながら一緒に作っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

石渡委員長： はい、ありがとうございました。今までの委員会でも藤沢型地域包括ケアシステムと福祉計画、活動計画との関係性についての議論があったかと思いますが、今の説明をふまえて、何かご意見などございますか。

木村委員： たぶん、今まであるものをずっと基本的に並べてあると思うんですけど、大きな地図だけ書いて、例えば今ある施設として使える居場所だったら、子育てでどこが使えるか、どういう施設が使えるか、サービスで何が使えるかというのを貼っていくという形で、サロンについて整理ができるのではという気がします。場所や事業、ソフトの部分など、それぞれが入り込んでいるので、色を変えていくとか。例えば市民センター公民館の部屋を使っているけど、内容によって同じ場所でもサービスが違うので、もうちょっとできるものが見えてくるという気がしますし、それぞれが知っていることを持ち寄って、行政に限らず、大きな家の近く、公民館の近く、こういうサービス使えるところがあるっていうのを落とし込んでいくような作業を一回、私も一緒にやりたいと思っています。藤沢市は、色々なところ

での活動があると思いますが、どうやっているかがよく見えないというのがあるので、それを一緒にしたようなサロンを作り上げたいと思いました。

石渡委員長： ありがとうございます。実際に藤沢のどこでどんなことが行われているみたいなものを明らかにするのは、行政としてやるべきことを明確にしていると思います。

片山参事： 実は、市と社協で地域アセスメントシートというものを作っていて、地域資源や、どこでどういう活動をどこでやっているかを調査しているものがあるのですが、これをぜひお配りさせていただきたいと思います。

倉持局長： 今の補足で、片山参事が説明した地域資源のシートの中では、まだ一部の資源しか入っておりません。

社協は市から委託を受けて地域の縁側事業を進めている関係で、職員が地域のサロン事業について調べましたところ、昨年度把握した中では、市内に96カ所のサロンがありました。ただ、今年度各地区で意見交換させていただく中で、実はうちの自治会でこういうサロンやっていた、自治会から年間5,000円だけの助成でやっているなど、たくさんのお話を聞きして、先ほどの96カ所のサロン以外にも、たくさんの活動が藤沢の中で行われていると認識をしています。できるだけそういった情報を皆さんにも集めていただきたいし、市社協でも今後地域の活動を整理していきたいと考えております。今回の活動計画の中でもうたっているのですが、できればこういう資源情報などについてインターネット等を通じてきちっと情報発信できるようにしくみ、これは市社協としてぜひこの5年間の間に作っていききたいというふうに考えています。

池端委員： 言葉でちょっと引かかるのが、基本理念に全ての市民とありますけれども、例えば今回三陸から来た避難された方とか、住民票が無い方はこのシステムに入らないというふうになりませんか。

曾我部主任： 全ての市民の方ということについては、住民票がないから市民ではないということではなく、避難者として藤沢市に住んでいただいている方はそうですし、また実際にはそうでなくてもご家族が住んでいる方、例えば自分は働いているから大阪に行っているが自分の両親は藤沢市に住んでいることになると、当然両親だけではなくその本人を含めて家族というところもあると思いますので、住民票が無いからということで排除することは特に考えてはいないです。

石渡委員長： この場合は、藤沢で働いてる人や、学校に通っている人なども含めて市民と考えるというのが一般的だと思います。

池端委員： その質問をしたのは、福祉に関心がない人がこれを見たら、そういう質問は必ずくると思いますので、それはどこかで注釈などで入れていただきたいと思います。

また、新しく包括ケアシステムを作るというのはわかりますが、じゃあ前と何が違うのかというのが、どこかにあった方が私はわかりやすいと思います。

大田委員： 藤沢型地域包括ケアシステム、大変素晴らしいことなのですが、一番肝心なのは、なぜこれが必要なのかということだと思います。これがわからないで一般の人が見てもなんのことかわからないと思います。またこれを我々に押しつけるのかという感じにもなりかねない。ここが一番肝心だと思います。例えば先程言いましたが、福祉総務課の齊藤さんが説明してくれたやり方が非常にわかりやすい。将来的なビジョンを持った場合に、これをやらなくてはだめなんだということが良くわかるわけです。ここの説明なしにこれだけ出してきて、これやってくださいと言ったって誰も納得しないと思います。だからそこが一番大事です。説明会をお願いしたいというのはその辺りにあります。これやらなければ将来厳しい状況になるのが見えているのに誰も気が付いていないという状況がありますので、そこはやっぱり具体的に説明してもらいたい。齊藤君が言いましたが、はっきり言って意識改革なんだと、一般の人に対して意識改革をここで植え付ける必要があるんで、なぜこれが必要なのか懇切丁寧に説明していただきたい。

石渡委員長： 民生委員や社協としては当然のことになっているかもしれませんが、一般市民の目線で、今後どう啓発を進めるのかも含めてということになるのでしょうか。

齋田主査： 今回この議題を出させていただいたのは、5月の第1回委員会で、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方を曾我部の方から説明させていただきましたが、地域福祉計画との関係についての説明がされていなかったのも、今日は関係性の説明を中心に、このような資料で説明させていただきました。

藤沢型地域包括ケアシステムについては、まだこれから進めていくところですので、機会がありましたら、この委員会の中でもまた報告させていただきたいと思いますが、今日は、今まで地域を回りながら、福祉計画と包括ケアシステムの関係がわかりにくいというご意見がありましたので、説明させていただきました。今日はシステムの中身というよりもこの関係性というところを見ていただいて、詳しい内容等につきましては、またご意見等ございましたら、随時福祉総務課の方まで言っていただければと思いますし、また機会を作りましてご説明させていただければと思いますのでよろしくお願いします。

石渡委員長： それでは、この関係性のところについてはよろしいですか。

西山委員： 一つお願いがあります。今日、話を聞かせていただいて、地域福祉計画あるいは活動計画と地域包括ケアシステムの関係はどうかと気にしておりましたが、言ってみれば地域包括ケアシステムの全体があって、その中のメ

インに地域福祉計画を据えますよという話だと思います。標語ですが、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」というのが福祉計画の標語です。当初事務局からの提案では「あなたが主役」となっていて、後から私が、「一人ひとりが主役」ということを申し上げて、結果そういう形になりました。実はここには思いがあって、藤沢に住んでいるときにどちらかというとし少し前までは、行政がやってくれるというのは色々あって、その中で、地域住民一人ひとりが、わかりやすく言うと勝手にやってきたと思います。

これからは地域包括ケアシステムが出てきて、その計画ができると思いますが、標語は一つにしてほしいと思います。標語がいくつも出てくるとわからなくなるというのがあります。先程ありました意識改革というのは非常に重要で、我々一人ひとり市民が変わっていかねばいけないと思います。そういう意味では、標語というの是可以する限り少なくしてほしいし、色々なところに使ってほしいと思います。極端に言えば、Tシャツの後ろに書くなどして、福祉の問題というのに関わらない人もいますけれど、そうすれば結構子どもが興味を持ってくるし、それから私の母親もそうですけれども、突然色々なことに関心を示すと思います。やはりみんな考えていくということに興味を持ってもらうことが重要だと思います。そういう意味で、決まるかどうかわかりませんが、標語が決まったとしたら、色々な計画にも使えるような標語にしてもらいたいと思います。

これから地域包括ケアシステムを考えていくにあたって、どういうものを作っていくのか、それから連携をどうとっていくか、そういう仕組みや、皆さんの意識改革などについて、先ほどから、市の社協、地区の社協の話が出ていますが、計画を作ることやどこかの団体に話を通すことに集中しがちですが、我々一人ひとりが市民として生きているわけですから、地域住民、一人ひとりの住民の存在が地域包括ケアシステムに、一番重要であると思います。

それから、福祉計画の中では具体的な言葉が出てきませんでした。これから我々が地域で生きていく中で重要なのは、意志決定を支援するシステムだと思います。権利擁護などと言われていますが、一人ひとりが自助で色々やってもそれがなかなかできなくなる。その時に、その本人がどういう意志決定をするか、できなくなったときに、支援をしていくとか、そういうシステムが非常に重要になってくると思います。意志決定支援のシステムをこの中に入れ込むということが非常に重要だと、一市民としてぜひそこを考えていただきたいと思います。

最後に、前にも申し上げたことがあります。先程来、マンパワーの活用についてです。60歳を超えてもまだまだ地域で元気でいられる人間を、「シニアサポーター」あるいは「藤沢サポーター」という形で色々なとこ

るに活用する。地域包括ケアシステムでは相談支援が一つの大きな柱になっていますが、色々なところで、少し訓練をした主に高齢のシニアがどこかに常駐する、あるいは、そういう市民を募って我々が作るというのもあると思います。13地区に色々な団体があります。団体の他に何かイベントなどの機会に広く集めて、有償ボランティアとありましたが、少し飲み代が出るくらいの手当をするなど、藤沢市全体に何かそういうことを広げるしくみを考えていきたいなと思います。すみません長くなりました。

石渡委員長： はい。西山委員が大切なところを色々整理してくださったと思います。

まず、一番のポイントは意識改革なので、キャッチフレーズ的なものは一つにした方が良いというご提案、二番目に意志決定支援とおっしゃっていましたが、権利擁護としては、実は色々なところに出ています。ただ、確かに地域包括ケアシステムではその辺りは見えない。成年後見制度の関係などでは、日常生活自立支援事業も含めて、自分の生き方は自分でというところは大事にしている部分ですので、確かに見えると良いと思います。それから支援はどこでやるのかというのは本当に大事なことになると思います。

それでは、議題（3）計画の進行管理について、説明をお願いします。

（3）計画の進行管理について

齋田主査： それでは、計画の進行管理について、資料5に基づきましてご説明させていただきます。

まず、資料5の構成について、簡単にご説明させていただきますと、1枚目の両面は、基本目標から実際に市の各課等が行う事業等につながる体系図になっております。2枚目以降が施策の方向性ごとに、1ページごとに施策の方向性に沿って進める各施策の内容、それから今年度進める取り組み、年度が終わった後に、具体的な実績やここで見えた課題が何かということ各課に記載してもらいます。それを施策の方向性ごと取りまとめた上で庁内連絡会議にて総括をし、この委員会で評価していただく形になります。それがPDCAのCとAの部分になります。具体的な実績や課題がないとわかりにくい部分もあると思いますが、今年度は計画1年目ですので、まずこの形で進めさせていただきたいと思います。

具体的な事業内容等につきましては、事前にお送りしておりますので、見ていただいているかと思いますが、時間の関係もございますので、後ほどご確認いただければと思います。事務局からの説明は以上になります。

石渡委員長： ありがとうございます。どのように進めていくかということシートを基にご説明していただきましたが、何かご質問ご意見おありの方いらっしゃいましたらお願いいたします。

池端委員： 先程からご質問がございましたが、誰がやるのかということについてはここで

は担当課ということでよろしいでしょうか。

日原補佐： はい、その通りです。担当部署がその事業を進める形になります。

戸高委員： まず計画があってこのように進めます、それに対して、こうやりましたという実績があって、やったけれども課題があると、その実績と課題が一緒になっているのは違うと思います。実績と課題というのは本来同じ項目に入れるのではなく、こういうことをやりました、で課題はというふうに整理する方が見るにも見やすい、一本線を入れる方が良いと思います。

石渡委員長： はい、ありがとうございます。誰がやるのかというご意見がありましたし、ここでは担当課が書かれているだけですが、実際にやるのは、色々地域や関係者がいると思います。ただ、行政計画だから担当課が記載されているという理解でしょうか。

また、戸高委員からシートについて大事なご指摘いただきましたが、事務局から何かありますか。

日原補佐： シートの構成については工夫させていただきます。

石渡委員長： では、お願いします。他に何か進行管理のところでお気づきの委員の方いらっしゃいますか。また、お気づきのことがあったら、次回でも随時事務局の方にもご意見をいただくというような形で、進行管理についてはこのくらいで、(4)その他に移りたいと思います。

(4) その他

曾我部主任： 私の方から周知させていただきます。正式なチラシができれば、皆さまにもお渡しさせていただければと思っておりますが、先程お話しさせていただいた藤沢型地域包括ケアシステムに関して、地域の方への説明にはまだまだ不十分ではございますが、シンポジウムを年2回ほど開催する予定です。先日、11月22日に1回目として、今までの社会情勢であるとか、人口構造というところもふまえた中での地域づくりをどうするかという内容で開催させていただいたところでございます。

その第2回としまして、来年1月30日土曜日午後1時半から、市民会館小ホールにて、シンポジウムを開催する予定でございます。内容としましては、先程太田委員からお話がありましたが、社会情勢と人口構造といった具体的な数字を示しながらの藤沢型地域包括ケアシステムに関する説明と、認知症をテーマにした講演等を行う予定です。講師は、若年性認知症の当事者とそのお兄様から、事者の立場とご家族の立場からの地域と関わりというお話をさせていただく予定でございます。

また、1月23日に、湘南台文化センター市民シアターで、成年後見制度に関するイベントを行う予定です。成年後見制度に関してお笑い芸人がわかりやすく説明していただく内容となっております。

以上のイベントについて、チラシ等ができましたらお配りさせていただきます。

きますので、よろしくお願いいたします。

石渡委員長： 興味深いイベントをご紹介いただきました。皆さまもぜひお時間があれば、足を運んでいただきたいと思います。今日の議事につきましては以上となりますが、皆さまから何かございますか。

松永委員： 時間がないので短めにお話します。最初の議題のところ、言いそびれましたが、計画を作った後にこの計画をどう普及啓発していこうということについては、最初だけで終わらせてしまうということが、これまでに問題だったところだと思います。地域福祉計画は6年間の計画ですから、形を変えても普及啓発は続けていく必要があると思います。では、普及啓発を誰がやるのかというところでは、確かに地域福祉計画は行政計画として、事務局が地域に説明していくというのはわかりますが、計画を作った委員として、も我々も普及啓発していく役目があるかと思いますが、行政から説明されたところは、もれなく丁寧に話していただいていると思いますが、やっぱり実際に携わっている方からの周知など、色々な形があっというと思います。

私が関わった社協の地域福祉活動計画の話ですが、10年ほど前に、「私達にもできることがある」という計画の存在にとっても感動しました。ここでの私達というのは、行政でも社協でもなく、市民です。だから、その地区懇談会でも説明を聞いた時に、それを聞いた人達が聞いてない人達に伝えたり、またはその中で感じたことを自分達の地域だけで抱えている課題にも結びつけて、それはリアクションがあるものばかりではないですけれども、主体的に活動されている地域もあるわけですね。普及啓発については、一義的には行政の方がやっていく部分かなとは思いますが、広がりということでは、市民の責任を感じているところです。以上です。

石渡委員長： 私も今日障がい福祉を専門にやっているの、障がい者団体の方が障がい者計画について、市民にかかる周知なども関係していますし、今の松永委員流に言えば、「私達でも」ではなくて、「私達だからこそ」できることがあるという、大事なご指摘だと思います。ありがとうございました。

種田委員： すみません、時間が押し迫っているところに、意見を伝えたいと思います。

村岡地区の郷土づくり推進会議に参加しておりますが、村岡は福祉的には進んでいないところもございしますが、今年度から村岡でも藤沢型地域包括ケアシステムを見据えて最初は高齢者から、高齢者の見守りから始めて福祉を考えていきましょう、地域で見守っていきましょうということが郷土づくり会議でも始まっております。本当に私も一市民として思いますが、地域福祉計画とかというと、なかなか関係ないもののように思っていますが、藤沢型地域包括ケアシステムという、なぜか入って行きやすいのかなという気持ちもあります。来月の郷土づくり推進会議の広報誌

にも、藤沢型地域包括ケアシステムに触れていますので、地域の方にも普及啓発できると思っております。

藤沢型で今考えていただいているのは、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者も含めてということになります。障がい者というところがおそらく難しいところではあると思いますが、障がい者の60%以上は高齢者ですし、単身の障がい者というのは少なく、大半が家族と地域で暮らしています。その中で、そういう障がい者も含めて地域で考えていただけるようなシステム、人材や事業所の活用とかあると思いますが、その辺りの仕組みづくりをぜひとも進めていただきたいと期待しております。私達障がい者に関わるもの、地域に関わるものも、それに対して力を出していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

日原補佐： 次回第3回推進委員会については、1月下旬から2月上旬に予定をしております。日程が確定し次第、皆さんには早急にお知らせいたします。

またその通知にも記載する予定ですが、1月から審議会等にご参加いただき、報酬をお支払いする際に、マイナンバーが必要となります。市でも通知カードを11月中旬から配布しておりますが、そのマイナンバーの確認が必要となりますので、次回の委員会の時に確認させていただくことになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上になります。

北島副委員長： はい、ありがとうございます。その他ありませんか。よろしいでしょうか。長時間に渡りご意見をいただきましてありがとうございました。松永委員から、市の社協とあるいは市と関連する事業について明快なお話がありまして、たいへん参考になりました。私達は、これは大変重要なことだと思ひまして、地域で実際に活動していますと泥臭い話などが多いのですが、それぞれ皆さんが地域で活動していただくことが基になると思ひますので、これからも色々な事業がありますから、ご協力あるいはご指導しながら進めていただきたいと思ひます。またこれからもよろしくどうぞお願いします。ありがとうございました。

以 上